

社会福祉法人多久市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多久市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(会長の報酬)

第3条 会長に支給する報酬は、月額75,000円とする。

(常務理事の報酬等)

第4条 常務理事に報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 報酬の額は、月額200,000円とする。

3 報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当の支給については、本会職員給与規程の例による。

4 本会職員を兼務し、職員給与を支給している常務理事に対しては、前項に定める報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が会議等に出席したときは、次により費用弁償を支給する。

(1) 会長及び常務理事を除く理事及び監事が理事会に出席したときは、費用弁償として月額2,200円を支給する。

(2) 監事が監事会に出席したときは、費用弁償として月額4,400円を支給する。

(3) 評議員が評議員会に出席したときは、費用弁償として月額2,200円を支給する。

(旅費)

第6条 役員等が業務のための旅行で受ける旅費等は、本会職員の旅費に関する規程の例による。ただし、会長及び常務理事を除く役員等の県内の日当については、1日につき1,100円を支給する。

附 則

1 この規程は平成24年8月1日から施行する。

2 社会福祉法人多久市社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償及び職員等の旅費に関する規程は廃止する。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人多久市社会福祉協議会役員及び評議員の費用弁償等に関する規程は廃止する。